

【外貨 ex】店頭外国為替証拠金取引約款 新旧対照表

下線部分が変更点

変更箇所	新	旧
第8条（口座の開設手続きおよび名義）	<p>1. 第6条に基づき当社がお客さまの本口座の開設を承諾した場合、当社は、お客さまに対して書面により本口座の口座番号および初期パスワード（以下「口座番号等」といいます。）を通知します。お客さまは個別取引の開始時に口座番号等を入力し、入力された情報が、当社が書面により通知した口座番号等と一致した場合にのみ、初期パスワードから新たなパスワードへの変更が求められ、変更後に個別取引を開始することができます。なお、お客さまは、生年月日、電話番号、同一数字等の他人から推測されやすい番号をパスワードに指定することは避けると共に、お客さまの管理上の必要に応じ、一定期間ごとまたは不定期に、お客さまの責任で、当社の所定の方法により変更するものとします。なお、本口座とオプトレ！口座は同一の口座番号・パスワードとなり、いずれかのサービスでパスワードを変更した場合は、自動でその他のサービスのパスワードも変更されます。（省略）</p>	<p>1. 第6条に基づき当社がお客さまの本口座の開設を承諾した場合、当社は、お客さまに対して書面により本口座の口座番号および初期パスワード（以下「口座番号等」といいます。）を通知します。お客さまは個別取引の開始時に口座番号等を入力し、入力された情報が、当社が書面により通知した口座番号等と一致した場合にのみ、初期パスワードから新たなパスワードへの変更が求められ、変更後に個別取引を開始することができます。なお、お客さまは、生年月日、電話番号、同一数字等の他人から推測されやすい番号をパスワードに指定することは避けると共に、お客さまの管理上の必要に応じ、一定期間ごとまたは不定期に、お客さまの責任で、当社の所定の方法により変更するものとします。なお、本口座とオプトレ！<u>口座</u>、および店頭外国為替証拠金取引トレードコレクター口座（以下「<u>トレードコレクター口座</u>」）とい</p>
第13条（証拠金の振替）	<p>1. オプトレ！口座をご利用のお客さまは、お客さまが本口座に預託している証拠金の額が、当社が定める額を超えている場合は、その超えている額の全部または一部の円貨を、当社が定める方法によりお客さまのオプトレ！口座へ振り替えることができます。（省略）</p>	<p>1. オプトレ！<u>口座</u>、または<u>トレードコレクター口座</u>をご利用のお客さまは、お客さまが本口座に預託している証拠金の額が、当社が定める額を超えている場合は、その超えている額の全部または一部の円貨を、当社が定める方法によりお客さまのオプトレ！<u>口座</u>、または<u>トレードコレクター口座</u>へ振り替えることができます。（省略）</p>
第33条（本口座の停止または解約）	<p>1. 次の各号のいずれかに該当し、またはお客さまが第21条第1項、第2項に掲げる事項のいずれかに該当した時は、当社は本口座の機能の全部または一部を停止できるものとし、お客さまは停止された範囲において本口座での証拠金の出金、注文または決済等ができなくなります。</p> <p>(1) <u>お客さまが当社に対し本口座、またはオプトレ！口座のいずれかの停止の申し入れをした時。</u></p> <p>(2) <u>お客さまが本約款の条項のいずれかに違反し、当社が本口座の停止を通告した時。</u></p> <p>(3) <u>第41条に定める本約款および取引説明書の変更にお客さまが同意しない時。</u></p> <p>(4) <u>お客さまが本約款第6条第2項に定める適格要件を欠く状態</u></p>	<p>1. 次の各号のいずれかに該当し、またはお客さまが第21条第1項、第2項に掲げる事項のいずれかに該当した時は、当社は本口座の機能の全部または一部を停止できるものとし、お客さまは停止された範囲において本口座での証拠金の出金、注文または決済等ができなくなります。</p> <p>(1) <u>お客さまが当社に対し本口座、オプトレ！<u>口座</u>または<u>トレードコレクター口座</u>の停止の申し入れをした時。</u></p> <p>(2) <u>お客さまが本約款の条項のいずれかに違反し、当社が本口座の停止を通告した時。</u></p> <p>(3) <u>第41条に定める本約款および取引説明書の変更にお客さまが同意しない時。</u></p> <p>(4) <u>お客さまが本約款第6条第2項に定める適格要件を欠く状態</u></p>

	<p>になったと当社が合理的に判断した場合。</p> <p>(5) オプトレ！口座が停止された時。</p> <p><u>(6) 当社により過誤入金となされた時。</u></p> <p><u>(7) 前各号の他、やむを得ない事由により、当社が取引を継続することが不適切であると認めた場合。</u></p> <p>2. 次の各号のいずれかに該当した時は、本口座は解約されることとします。</p> <p>(1) <u>お客さまが当社に対し本口座、またはオプトレ！口座のいずれかの解約の申し入れをした時。</u></p> <p>(2) <u>お客さまが本約款の条項のいずれかに違反し、当社が本口座の解約を通告した時。</u></p> <p>(3) <u>一定期間にわたり本口座の停止が継続した場合。</u></p> <p>(4) <u>お客さまがマネーロンダリング等の公序に反する取引その他不法または不正の疑いのある取引に利用するために外国為替証拠金取引を行っている、または反社会的勢力の一員であると当社が合理的に判断した場合。</u></p> <p>(5) <u>当社がお客さまに通知した口座番号等を、共同で使用し、または他人に貸与もしくは譲渡した場合。</u></p> <p>(6) <u>お客さまが本約款第6条第2項に定める適格要件を欠く状態になったと当社が合理的に判断した場合。</u></p> <p>(7) <u>オプトレ！口座が解約された時。</u></p> <p><u>(8) 前各号の他、やむを得ない事由により、当社が本口座を存置することが不適切であると認めた場合。</u></p> <p>(省略)</p>	<p>になったと当社が合理的に判断した場合。</p> <p>(5) オプトレ！口座が停止された時。</p> <p><u>(6) <u>トレードコレクター口座が停止された時。</u></u></p> <p><u>(7) 当社により過誤入金となされた時。</u></p> <p><u>(8) 前各号の他、やむを得ない事由により、当社が取引を継続することが不適切であると認めた場合。</u></p> <p>2. 次の各号のいずれかに該当した時は、本口座は解約されることとします。</p> <p>(1) <u>お客さまが当社に対し本口座、オプトレ！口座またはトレードコレクター口座の解約の申し入れをした時。</u></p> <p>(2) <u>お客さまが本約款の条項のいずれかに違反し、当社が本口座の解約を通告した時。</u></p> <p>(3) <u>一定期間にわたり本口座の停止が継続した場合。</u></p> <p>(4) <u>お客さまがマネーロンダリング等の公序に反する取引その他不法または不正の疑いのある取引に利用するために外国為替証拠金取引を行っている、または反社会的勢力の一員であると当社が合理的に判断した場合。</u></p> <p>(5) <u>当社がお客さまに通知した口座番号等を、共同で使用し、または他人に貸与もしくは譲渡した場合。</u></p> <p>(6) <u>お客さまが本約款第6条第2項に定める適格要件を欠く状態になったと当社が合理的に判断した場合。</u></p> <p>(7) <u>オプトレ！口座が解約された時。</u></p> <p><u>(8) <u>トレードコレクター口座が解約された時。</u></u></p> <p><u>(9) 前各号の他、やむを得ない事由により、当社が本口座を存置することが不適切であると認めた場合。</u></p> <p>(省略)</p>
--	---	---